

平成29年11月6日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続放棄したら何も引継げない！
－形見分けもできないの？－

[1] 思い出の品が欲しい

相続放棄をすると、初めから相続人でなかったものとみなされ、相続人としての地位はありません。故人の借入金等の債務を引き継ぐ必要が無くなると同時に、預貯金等の財産を貰うこともできなくなります。相続放棄をしたけれど、思い出の品を形見分けしてもらえないだろうか と思うこともあるでしょう。相続財産になるか否かは、「一般経済価値」の有無で判断することになります。換金できるようなものは相続財産になりますが、売り物にならない様な愛用品は形見分けとして受け取ることができます。

[2] 死亡後に支給される給料は受け取れない

会社員が在職中に不幸にも急死した場合、死亡後に支給される給料はどうでしょう。故人が本来受け取るはずだった金銭なので、相続財産になります。したがって相続放棄した場合は、たとえ配偶者であっても受け取れません。

相続放棄をする時は、未払い給料は受け取らないようにしてください。もし、渡されてしまったら新しい銀行口座を開設し、全額を入金し一円も使っていないと主張しましょう。相続放棄の意思を明確に表し、**法定単純承認を否定**する必要があるからです。

[3] 遺族に対して支払われるものは受け取れる

死亡退職金・・・退職金規定に遺族に支払う旨が記載されていればOK

生命保険金・・・受取人として指定されていればOK

(入院給付金は相続財産になるためダメ)

遺族年金・未支給年金・死亡一時金・・・年金関係は全てOK

***法定単純承認**が成立すると、相続放棄をすることができなくなってしまいます。法定単純承認は、以下の場合に成立します。

- ・相続財産の全部又は一部を処分した場合
- ・相続開始を知った時から3か月以内に相続放棄の手続をしなかった場合
- ・相続財産の全部又は一部を隠匿、消費、悪意で相続財産の目録中に記載しなかった場合